

○笠井分科員 日本共産党の笠井亮です。

きょうは、中小企業をめぐる問題について質問をいたします。

事業所数でいいますと九割、そして雇用でいえば七割、文字どおり日本経済を支えている中小企業。この中小企業の経営が安定するように配慮しながら、国民の所得をふやしていかなければいけないということだと思います。

ところが、今、長引く円高とデフレ、東日本大震災のもとで、中小企業の仕事が一層激減をして、後継者難が広がって、倒産、廃業も相次いでいる。ものづくりのネットワークも商店街も崩壊の危機に直面しているということだと思います。

そこで、枝野大臣にまず大きな意味で、二〇一〇年の六月に民主党政権が閣議決定した中小企業憲章というのがありますが、ここでは、中小企業は経済を牽引する力であり社会の主役、小規模企業は地域社会の安定をもたらす国家の財産ともいふべき存在だということを高らかにうたっています。私は、この憲章を単なる政治文書にとどめずに、中小企業をめぐる施策を絶えず検証、具体化をし、予算面も含めて抜本的に拡充、発展させるべきだと思うんですけども、基本認識を伺いたいと思います。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、中小企業憲章は、つくったことに意義があるのではなくて、つくった中身を実際の具体的な政策に落とししていかなければならないというふうに思っております。

ただ、残念ながら、まだまだ中小企業憲章そのものの周知が十分に図れていないということでございますので、その周知を含めて進めてまいりたいと思っておりますし、十分ではないという御批判はあるんだろうと思いますが、平成二十四年度予算についても、中小企業憲章の理念を踏まえながら、資金繰り対策や海外展開支援、ものづくり技術力の強化等の支援策を総合的に進めているところでございます。

○笠井分科員 具体的に問題を幾つか伺いますが、東京でも商店街や町工場街を歩きますと、中小零細経営者から、景気を何とかしてほしい、そして、安心して商売を続けられるように政治が何とかならないのかとの声が圧倒的であります。

その一つに、セーフティーネット五号保証をめぐる問題があります。リーマン・ショック後の二〇〇八年から実施をされて、その後、利用対象が全業種に拡大されてきた景気対応緊急保証は、中小零細企業の資金繰りの文字どおり命綱となってきました。東日本大震災によって二度延長という形になったと思うんですけども、現行措置はこの三月三十一日で期限を迎えますけれども、四月以降の措置はどうなるでしょうか。

○枝野国務大臣 平成二十三年度下半期については、円高等の影響を踏まえて、原則全ての業種をセーフティーネット保証五号の対象としてまいりました。

四月以降の取り扱いについては、景気の状態や業況、それぞれの業種ごとの経済状況等を見きわめて判断したいというふうに思っておりますが、現在、その業況等について調査を行っているところでございます。その結果を踏まえた上で判断をしたいというふうに思っております。

○笠井分科員 もうわずかな期間しかないんですけども、資金繰りに困っている業者がどういう業種にどれぐらいいるのかとか、あるいはどれぐらいの資金を必要としているか、景気判断もあわせて、基本的な調査を今やっているところだということによろしいんですか。

○枝野国務大臣 現在、そうした状況を調査するとともに、その調査を踏まえて検討しているところでございます。

○笠井分科員 一刻も早く具体化しないと、もう時間がないということだと思います。

私はここに、全国商工会連合会が実施した小規模企業景気動向調査というのと、東京の大田区が定期的実施する業種別景況調査というのを持っていました。これを見ますと、売上高、資金繰り指数など全ての指数がマイナスとなってきたということで、大田区の業種別景況の表現では、窮屈感がかなり強まった、厳しさがかなり強まった、大きく増したなどの表現のオンパレードであります。売上げの停滞、利幅の縮小、経費節減の表現もずらりと並んでいる。景気予報を見ますと、どしゃ降りの雨マークになっているということで、中小零細業者の経営状況は待ったなしの状況であります。

これから調査した上で判断するということですが、ここで国の制度が後退するということになりますと、それにリンクした地方自治体の制度の後退にもつながります。長引く不況で体力を奪われた中小業者から命綱を奪うようなことがあってはならない。そうなったら、大量の倒産、廃業を招きかねません。

緊急保証を打ち切るな、使いやすい制度に改善を、この声にしっかりと調査を踏まえて応えていくということが必要だと思うんですが、そういう方向でよろしいでしょうね。

○枝野国務大臣 まず、一般的に中小企業を取り巻く状況は大変厳しいものが続いているということについては、私もそう思っております。ただ、その上で、個々の業種ごとにどういう状況にあるのか等については、しっかりと把握をさせていただいた上で、そして必要なところには必要な手当てがしっかりとされるように判断してまいりたいと思っております。

○笠井分科員 ここがよくなったという業種を見つけるのはなかなか大変だと思うんですけども、そこはしっかりと現実を踏まえて、せつかくそういうことでやってきた措置をここで打ち切ったりということがないように、きちっと支援する方向でやっていただきたいと思っております。

次に、今後の中小零細企業の信用保証制度の検討方向について伺いたいんです。

昨年十二月、中小企業政策審議会企業力強化部会の第六回が開催されて、そこでの配付資料で中間取りまとめ案というのを拝見しました。これを見ますと、部会の指摘事項として、この八ページのところにあるんですけども、「一〇〇%保証によって金融機関の融資審査が甘くなっているのではないかと。このような信用保証制度は、徐々に役割を減じていくことも視野に入れた検討が必要ではないか。」という意見が記載をされております。

信用保証協会の一〇〇%貸付額保証を減らして、なくしていくという方向でやっていこうということになりますと、これは看過できない重大な問題だと思います。特に、私自身もしばしば直接聞きますけれども、個人経営の零細企業にとっては、途端に資金調達ができなくなるという死活問題であります。

そこで、枝野大臣に基本認識ですが、金融機関の融資審査体制の甘さとか、あるいは金融機関のガバナンスがきかないことを口実にして、公的信用保証制度を縮小して、そのツケを、現に資金繰りに困っている真面目な中小零細業者に転嫁するようなことは、これは許されないと思うんですけども、大臣はどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。

○北神大臣政務官 今委員御指摘の中小企業政策審議会企業力強化部会における指摘事項というのは、私らも承知をしております。

我々としては、保証協会による一〇〇%保証については、当然、急激な景気後退のとき、リーマン・ショックとかそういう直後において、中小企業の資金繰り改善あるいは資金調達の円滑化

に寄与したものだというふうに認識をしております。一方で、こうした保証のために、金融機関による企業の経営状況の把握とか、あるいは経営支援と一体となった金融の仕組みの構築が十分に進んでこなかった、そういった面もあるというふうに考えております。

そこで、今回の国会における法案の審議も皆さんにお願いをすることになりますが、今申し上げた課題である経営支援の取り組みを強化する観点から、金融機関とかあるいは税理士法人など、経営支援の担い手の多様化、活性化を図るための措置を盛り込んだ法案を提出したところでございます。

いずれにせよ、委員の御指摘も踏まえて、こうした取り組みを初め、中小企業の経営支援や金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○笠井分科員 いろいろな面があるというお話もありました。ただ、金融機関がなかなか貸さないところに貸すのが、そもそもやはり役割としてあるという問題もあると思っております。

昨年七月の企業力強化部会の第二回配付資料等を見ますと、金融と経営支援の一体的推進という問題で、中小企業金融において信用保証制度の役割は大きいということもしっかり書かれている。一方で、信金、信組、地銀等の地域金融機関の中小企業向け貸し出しの構成というのが五三%あって、中小企業向け貸出金残高が減少しているというふうにもあります。公的金融、信用補完の縮小というのが、この貸し渋りの傾向を一層ひどくすることになるというのは明らかだと思うんですね。

一〇〇%保証をやめて公的信用保証制度を縮小するとなれば、それは中小零細企業に重大な影響を与えるということ自体は、経産省自身も認識していらっしゃるんでしょうか。そのことはよろしいでしょうか。

○枝野国務大臣 一〇〇%保証は、本来であれば、金融機関の業務というのはまさにお金を貸し出すこと、そのリスクを背負う一方で、そのことによって利息等の利潤を得るというのがビジネスでありますので、一〇〇%保証を受けるということでは、金融機関が金融機関では本来なくなってしまおうというような側面もある意味であるわけで、だからこそ、先ほど政務官から御答弁しましたとおり、そうした金融機関の本来持っている機能が弱まっているのではないかという指摘も受けているところでございます。

したがって、できるならば、一〇〇%保証でなく、中小企業を支えていくというような経済状況、景気状況になることが望ましいというふうに思っております。

その一方で、一〇〇%保証が導入された経済状況というもの、その必要性というものも踏まえた中で、検討、判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○笠井分科員 二〇〇七年から責任共有制の部分保証が導入されましたけれども、当時も、例えば兵庫県の信用保証協会は、部分保証制度の導入によって金利負担増、貸し渋り発生懸念というのを指摘しておりました。実際に、金融機関の二割負担ということで融資審査が一層厳しくなると、借り手の対応が大変な割には、融資額の大幅削減が提示されるケースも優良中小企業で発生するほど、総体的に金融機関の貸し渋りの強まりということを聞いております。

東京信用保証協会の保証承諾件数の統計資料を見ますと、部分保証実施前は、変動もありますけれども、上半期ごとにあらあら九万件の水準であったんですけども、実施後は半期で六万件前後の水準になっている。詳しい税理士からも話を聞きましたが、経済状況を加味しても貸し渋りはあるということでもあります。

私は、一〇〇%保証をやめるということになると、現下の状況で、本当に中小企業が置かれている状況に照らしても、到底無理な話になってくると思うので、大臣も今おっしゃいましたが、いろいろ議論はあると思っておりますけれども、やはり、中小零細企業が置かれた経済の実態、これに

きめ細かく目を向けて、公的信用保証制度、これの役割をしっかりと発揮する。そして、制度を縮小ということではなくて、むしろ拡充をすることによって、金融機関の貸し渋りを招くような部分保証制度こそ見直すべきだ。こういう方向でもきちっと考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○枝野国務大臣 もちろん、実際の中小企業を取り巻く実情、実態というものを十分に考慮しながら政策を進めてまいりたいというふうに思っておりますが、その一方で、やはり一〇〇%保証というのは、金融の原則からいえば例外的な措置、特別な措置であるということを踏まえて、でき得るならば、一刻も早く景気がよくなって、一〇〇%保証は必要ない状況をつくりたい。そうしたことの中で、そうした金融の本来の趣旨と、それから経済の実態、中小企業の置かれている実態等を勘案しながら、適切に判断をしてまいりたいと思います。

○笠井分科員 いずれにしても、中小企業が現下に置かれている経済状況を踏まえて、しっかりした対応をしてもらいたいということでもあります。

次の問題で、都内の町工場などを歩いていても共通して話題に上りますのが、社会保険料の過大な事業主負担とともに、賃貸物件の月々の賃料と更新料にかかる消費税の負担の問題であります。

中小零細業者、社会保険労務士や税理士などから、都内では賃貸物件を借りて営業するケースが多いので、とりわけ東京の場合で今申し上げたんですが、月々の賃貸料と管理料、さらに更新料にかかる消費税が三ポイント、五ポイント上がったらたまったもんじゃないと痛切な声が寄せられております。私も時々昼に弁当を買う、代々木に弁当屋さんがあるんですけども、そこも月六十万の賃貸料を払って、売り上げが落ちれば出店が無理になるという話もしておりました。

賃貸契約の更新月は、一回払いの更新料を現金で工面しなければならず、もしも工面できなければ、店や工場、事務所を畳まなければならない。そうなったら、途端に生計をどう立てるかという事態に直面する。賃貸契約の更新月は必ずやってきますから、更新の年は、消費税と社会保険料の事業主負担分、そして更新料の工面で大変だということでもあります。

だから、そういう点で、国や自治体は本当に中小企業を大切にしているのか、税制は一体どうなっているのかという怒りの声も上がってくるわけでもあります。その上、消費税を増税したらとんでもないという声も当然上がっております。

大臣は、こうした現状にあるということについては認識をお持ちかどうか、伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○北神大臣政務官 消費税の件ですが、今、賃貸物件を借りている中小零細企業の実態についてお話がございました。

当然、そういった中小零細企業は、今、経済的にも非常に厳しい状況にあるということは、経済産業省としても十分理解をしているところでございますし、消費税についても、今後、その引き上げの議論の中で、大綱にも示してありますけれども、転嫁の円滑化とか、そういった措置についてもしっかりと検討していきたいというふうに思っています。

○笠井分科員 転嫁円滑化問題は、予算委員会本体でも議論があった問題で、また後でちょっとやりたいんですが、いずれにしても、売り上げ規模が小さい零細加工業、小売業の場合でも、月々の家賃負担が十万円から三十万円ということで必要経費の主要部分を占めてしまって、自分の給料を削ってでも負担している実態をちょくちょく聞いているわけでもあります。

そういう点で、私は、消費税増税は論外であります。国として、賃貸物件で営業していて、今でも大変な既存の中小零細企業の賃貸料や更新料に関する何らかの補助ないし税制の対策など

の手当てを、やはり具体的に考えるときだと思っんですが、その点、北神大臣政務官、いかがでしょうか。

○北神大臣政務官 賃貸料については、事業用のものは、委員御案内のとおり、仕入れ税額控除というものは可能になっております。他方、居住用のものについては、消費税非課税であるため、仕入れ税額控除の対象になっていないというところがございます。

委員がおっしゃっているのは、恐らく居住用のところだというふうに思いますが、これにつきましては、これはもちろん、それぞれの事業主の判断でありますけれども、契約変更すれば、いわゆる事業用の契約にすれば、当然、仕入れ税額控除が可能になるというふうに思っております。

ただ、こういう細かいところだけじゃなくて、全般としても、大体、こういう賃貸物件を借りている中小零細企業というのは、非常に小さい、厳しい環境の中でやっておりますから、御案内のとおり、課税売上高が一千万円以下の事業者については、いわゆる免税点制度というものがございまして、また、課税売上高が五千万円以下の事業者については、簡易課税制度というものがございまして、こういったところは、いわゆる賃貸料の課税、非課税にかかわらず、負担する消費税額に影響はしないというふうに理解をしております。

○笠井分科員 いずれにしても、やはりきめ細かな対応で、しっかりと営業をやっているようにということをしていただきたいと思います。

商店街の問題なんですけれども、商店街は、地域の暮らしと雇用を生み出す中核的な存在だと思います。全国どこでも、必死で営業して、協力し合って、ささやかでも雇用をふやし、地域を活性化しようと歯を食いしばって頑張っております。そういう位置づけにふさわしく、頑張りに応える支援がなされているのかが問われると思います。

空き店舗が次々発生すれば、商店街そのものの魅力がなくなってしまう。だから、先ほどの家賃や更新料の補助の問題も含めてですが、活性化支援策が急務だと思います。

現在行われている国による地域商店街活性化法に関連する事業というのは、どういう範囲で、予算は総額どれくらいの規模の支援となっているか。そして、それで十分と考えているかどうか。支援の範囲は限定されていると思うんですが、それを拡充することを検討しているかどうか。お答えください。

○枝野国務大臣 商店街の振興は、特に地域のコミュニティーの担い手であるということに鑑みると、産業経済政策にとどまらず、大変重要な課題であるというふうに思っております。

中小商業活力向上事業ということで十八億円の予算を今回予算案にのっけておりますし、地域商業再生事業として十五億円の予算を今回予算案の中にのせているところがございます。決して、十分であるというふうに胸を張るつもりはございませんが、こうした予算措置とさまざまな支援策を組み合わせまして、より効果的な商店街の活性化に向けた支援をしてみたい。

特に、そこに向けて、一昨日、“ちいさな企業” 未来会議という、いろいろな中小企業の団体の皆さんの代表に集まってもらうのではなくて、そうした皆さんにも御参加いただきますが、本当にそれぞれの地域を実際に担っていらっしゃる皆さんに集まっていただいて、そうした皆さんからの声を直接受けて、どういった施策をすれば商店街が元気になるのかということをさらに緻密かつ具体的にまとめていこうということもスタートさせました。

商店街が元気になることは、地域主権の社会の中で、行政や政治が分権するのと同じように重要なことだというふうに思っておりますので、そうした観点からさらに努力をしてみたいと思っております。

○笠井分科員 予算額でいうと十分でないとおっしゃって、今二つ挙げられて、合計でも三十三

億とか三十四億ですね。そうすると、商店街は全国に大体十五万あるので、単純に割りますと、一商店街当たり二万二千元ぐらいということだと、本当にまだまだスズメの涙ということであり、大臣が言われましたが、これは具体的な声を聞きながら一つ一つということが大事だと思うので、額の問題も含めてしっかりと対応してもらわなきゃいけないと思います。

支援メニューも、新規のインフラだけじゃなくて、きめ細かい支援が必要だと思うんです。

例えば、ここに、東京の板橋区商店街連合会・振興組合連合会が提出した板橋区商業振興施策要望書というのがあります。全国にも共通したのがありまして、要望のトップ項目には、街路灯の電気料金の補助額の増額と、アーケード、装飾等の維持管理経費の補助というのが掲げられております。

商店振興組合は、商店街の街路灯を維持するために電気代を負担しているわけですが、その街灯を消したら町の中心の繁華街が真っ暗になるということで、防犯上はもちろん、地域の活性化を大きくそぐという一念で、各商店会が懸命に維持をしております。

東京でも、江戸川区では、例えば使用電気料全額を補助しているということがありますがけれども、ほかの自治体でも、電気代負担上限の九割補助というところもあります。それだけに、自治体も商店街振興会の関係者も、東電の今度の値上げ発表には本当に怒っているわけでありまして。

大臣、東電の電気料金は別の意味でもとんでもないということで、私も許されないと思っているんですけども、商店街が地域で果たす役割を認めるならば、国も、商店街の街路灯の電気代補助とか、あるいはそれにかかわるような支援策ということを検討して実施をしてやっていく必要があるんじゃないか。あるいは、LED化をするという点で、その点でも補助するとかということ、せめてこれぐらいのことを踏み出してもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

〔主査退席、山田（良）主査代理着席〕

○枝野国務大臣　ここは、笠井先生、お立場が違いますが、資本主義のマーケットの中で電気料金まで負担をするというのは、なかなか理屈が立てにくいなというふうに思っておりますが、電気料金の大幅な節約と温暖化対策、そして電力の供給にも大変大きく資する街路灯のLED化などについては、中小商業活力向上事業の中で支援の対象とさせていただいているところであります。

○笠井分科員　それは、新規につくるというか、LEDをインフラも含めてやるときには支援だけれども、電灯を変えるというところにはなかなかいかないというふうになっているんじゃないですか。その辺はどうですか。

○枝野国務大臣　つまり、電灯の周辺まで全部変えなきゃいけないというわけではありませんが、電灯を変えることにあわせて活性化施策は出していただいた方がこの制度の趣旨にはかなう、こういう制度になっております。

○笠井分科員　その辺は柔軟に、具体的にはそういうことをつながることについては、大枠でいくということでもやる必要があるなと思います。

それから、私も資本主義の名のもとで生きていますから、別にそれを否定する考え方というよりも、現実そういうもとで。ただ、やはり商店街は地域社会に果たしている公的な役割がある。つまり、そこは防犯上の問題もあるし、そこでの電気代についても、いろいろな意味で、そういう役割に着目しながらやるということも当然あり得ると思うので、そこは研究してもらいたい、検討を願いたいんですが、どうですか。

○枝野国務大臣 あえて申し上げれば、中小企業とか商店街支援策ということよりも、むしろ防犯、治安対策とか、そういった趣旨で例えばお金が出ないだろうかということの検討をしていた方がリアリティーがあるのではないのかなというふうに思っております。

○笠井分科員 いずれにしても、国がきちっと商店街を応援するというところで、いろいろなやり方も含めて具体化をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、二〇〇八年の予算委員会分科会で、私は、自営業の業者婦人、女性の家族従業者の地位向上に関して質問をいたしました。

この課題の核心の一つは、所得税法五十六条の問題があります。自営業者は、配偶者とその家族と一緒に働いている場合、その給与は事業所得等の必要経費として認められていない。長時間働いても、事業主の所得から控除される働き分、自家労賃は、配偶者は年間八十六万円、家族は五十万円にすぎず、社会的にも経済的にも自立できない状況を生んでおります。これでは安心して商売ができない、私たちの人権を認めてほしいという声は切実であります。

世界主要国では、自家労賃を必要経費として認めて、家族従業者の人権と人格、労働を評価しております。この第五十六条の廃止は待ったなしだと思うんですね。

去る二月十日に藤田財務副大臣は、全国商工団体連合会婦人部協議会の要請を受けて、こう答えています。実情を把握している、具体的に第五十六条をどうするか省内で検討する、さらに詰めて考えるよう指示すると踏み込んで言われました。

五十嵐副大臣にお越しいただきました。この五十六条廃止に向けて、どう実情を把握していて、現在どういう検討状況になっているか。いつまでに結論を出そうという方向で今作業を進められているでしょうか。

○五十嵐副大臣 所得税法五十六条の見直しにつきましては、先生初め御党の方で大変関心をお持ちで、御発言を続けているということを承知いたしております。

この問題については、最近、新しい変化が一つありまして、御承知のとおりでございます、二十三年度税制改正で、二十五年一月からの実施でありますけれども、個人の白色申告者に記帳が義務づけられるということで、新しい状況に入っている、こう思います。

それに従って、この二十三年度改正の大綱におきまして、今後、必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方や、白色申告者の記帳水準が向上した場合における専従者控除について、その専従の実態等を踏まえた見直しをするということになっておりますので、これらの検討の中でしっかりと議論を進めていきたいと思っておりますが、いわゆるサラリーマンに対する税制とのバランス、そして今申し上げた青色と白色とのバランス等、いろいろ考えるべき、考慮すべきこともありますので、しっかりと実態を見た上で検討を進めさせていただきたい。

いずれにしても、二十五年一月からの義務化に向けて検討を進めるということになるかと思っております。

○笠井分科員 最後に枝野大臣に、今の問題なんですが、いわゆる業者婦人は、全国で女性起業家を含めて約三百万人と言われておりますけれども、経営と仕事、暮らしの切り盛り、子育て、介護ということで、文字どおり全力投球で頑張っておられます。中小企業と日本経済の重要な担い手そのものでありますが、その役割が正当に評価されておらず、その苦勞に報いるような施策が不十分では、日本経済の展望も開けてこないということになると思うんです。

全国各地で五十六条廃止を求める署名がたくさん集められて、現在、三百四十三の自治体で意見書が採択をされております。働いたことに対して正当な対価を払うという問題はもちろんですけれども、そもそも人権問題でもあります。経済産業省としても、財務省と協議をして、所得税法第五十六条廃止のために努力すべきだと思うんですが、そういう大臣の所管の意味から、枝野

大臣にぜひ一言お答えいただきたいんですが、いかがですか。

○山田（良）主査代理 その前に、五十嵐財務副大臣の方から。

○五十嵐副大臣 申しわけございません。

三百万以下、確定申告をしていない方々については二十六年一月からの施行でございました。失礼いたしました。

○山田（良）主査代理 枝野経産大臣、時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○枝野国务大臣 今、五十嵐副大臣からもお話がありましたとおり、申告の制度等との関係の中で検討をしてみたい。そこにはいろいろな技術的に複雑なことがありますので、今一概に私が何か方向性をお答えできる段階ではありませんが、今の検討の中で現場の実態についてはお伝えをしていきたいと思えます。

○笠井分科員 終わります。